

特定非営利活動法人 国際空道連盟 定款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 国際空道連盟（以下、「本法人」）という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都豊島区高田2丁目10番11号イースタンビルに置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、不特定多数の市民・団体等を対象に、現実の護身場で役に立つ実戦性、日本文化を受け継ぐ武道精神性、社会教育性、更にスポーツの競技性を兼ね備えた新たな徒手総合武道である空道の普及と振興に関する事業を行い、これをもって社会教育の推進、武道文化とスポーツの振興、国際交流、青少年の健全な心身の育成等々の公益に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力を図るための活動
- (4) 青少年の健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) 空道の指導並びに研修に関する事業
- (2) 空道の普及のため、実技指導、刊行物の発行、マスメディアやインターネットを活用する宣伝活動等に関する事業
- (3) 空道公認資格審査会の開催、公認指導員の養成並びに資格認定
- (4) 毎年春と秋に体力別及び無差別の全日本選手権大会を開催
- (5) 4年毎に全世界選手権大会を開催
- (6) その他、本法人の目的達成に必要な事業。

第三章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は次の4種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 普通会员は、空道の理念に賛同し、空道の修行（技術取得）を目的に入門する者（道場生）とする。

- (2) 正会員は、空道に関する技術、学識、経験を有する者とする。
- (3) 特別会員は、武道を経験し、又は格闘技に関心を持つ者、若しくは学識経験者でこの会の目的に賛同し、協力援助する者とする。
- (4) 賛助会員は、空道の理念に賛同し事業に協力援助する個人、団体及び企業等とする

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする

- 2. 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以て本人にその旨通知しなければならない。
- 3. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾を以て会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定めるところによる、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 一年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、任意に退会することが出来る。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決を経て理事長が除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本連盟の名誉を傷付け、又は目的に違反する行為があったとき
- (2) 本連盟の会員として、この定款等に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
※うち、理事長1名、副理事長2名以内、常務理事若干名
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は総会でこれを選任する。

2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又は本普及委員会の職員を兼ねることができない。
6. 名誉会長、会長、副会長はそれぞれ、本法人の趣旨に賛同する者の中から理事会の議決を経て、理事長がこれを選任する。

(職務)

第15条 理事長は本法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、分掌業務統括する。
4. 理事は理事会を構成し、この定数の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により解任することができる。但し、これにより役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 本法人は、事務局長その他の職員を置くことができる。
2. 事務局長は、理事を以て充てることができる。
 3. 職員は、理事長が任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第五章 その他の役職

(種別)

- 第21条 本法人はその必要に応じ、以下の役職を置くことができる。
- | | |
|--------|-----|
| ① 名誉会長 | 1名 |
| ② 会長 | 1名 |
| ③ 副会長 | 若干名 |
| ④ 名誉顧問 | 若干名 |
| ⑤ 顧問 | 若干名 |
| ⑥ 相談役 | 若干名 |
| ⑦ 参与 | 若干名 |
2. それぞれの選任は、理事会の同意を経て、理事長がこれを行う。
 3. それぞれの役員は、本法人の業務について理事長の諮問に答え、又は具申する。

第六章 総会

(種別)

- 第22条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員を以て構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年年度終了後3ヶ月内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集する時。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はEメールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。但し正会員の数が百名を越えた場合は10分の1以上の出席で開会できる。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席全員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面又はEメールを以て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第31条 総会の議事に付いては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第七章 理 事 会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第33条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はEメールをもって、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又はEメールをもって表決する事が出来る。
3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第39条 理事会の議事に付いては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次に掲げるものを以て構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 本法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経ねばならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設ける事が出来る。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経ねばならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経ねばならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経ねばならない。

第九章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第26条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第53条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非常利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、類似目的を持つ他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第55条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第十一章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

制定 平成14年9月 2日 (法人成立の日)

改定 平成18年5月20日 (総会決議)

改定 令和 1年7月 6日 (総会決議)

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	東 孝
副理事長	高橋英明
同	峰田国穂
常務理事	岩崎弥太郎
同	村上 明
同	菅原和夫
同	原 波男
同	比嘉正行
同	神山信彦
理 事	村上智明
同	長田賢一
同	松尾 剛
同	山田利一郎
同	中西明彦
同	渡邊慎二
同	松原隆一郎
監 事	佐藤 剛
同	渡辺正明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員・賛助会員とも¥1000円とする。